

大阪母子医療センター 公衆無線 LAN 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、患者および来院者の利便性の向上を図ることを目的に、大阪母子医療センター（以下「病院」という。）が整備した公衆無線 LAN（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規約の遵守)

第2条 本規約は、無線 LAN の利用者に適用するものとする。

2 無線 LAN 利用者は、本規約に同意したものとみなす。

(利用場所及び利用時間)

第3条 利用場所及び利用時間は、別表1のとおりとする。

(利用者が準備するもの)

第4条 無線 LAN の利用を希望する者は、利用に当たっては、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院からの機器等の貸し出しは一切行わないものとする。

- (1) スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピューター等の接続端末
- (2) 接続端末における電源
- (3) 公衆無線 Wi-Fi インターフェイス
- (4) 閲覧ソフト

(無線 LAN の利用)

第5条 無線 LAN の利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとし、利用者は不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法等を遵守しなければならない。

- 2 無線 LAN の利用料金は無料とする。
- 3 無線 LAN について、常に安定した接続環境を保証するものではない。
- 4 サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。
- 5 無線 LAN の利用者は、利用場所やイヤホンを使用する等音量に配慮し、他者の迷惑にならないよう利用するものとする。
- 6 病院は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定の Web サイトへのアクセス若しくは通信帯域、通信量を制限することができる。
- 7 治療・療養に影響のない範囲で利用すること。医師や看護師等から利用を中止する指示があった場合は、その指示に従うこと。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は病院が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線LANの運用を中止することができる。

- (1) 無線LANのシステムを保守又は工事を行うとき。
- (2) 無線LANのシステムに係る設備、ネットワークの障害等やむを得ない事由があるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、無線LANの運用上、病院が必要と認めるとき。

2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被った損害については、病院はその責めを負わない。

(免責等)

第8条 病院は、無線LANのサービスの内容及び利用者が当無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害については、病院はその責を負わない。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線 LAN を利用できないときがあっても、病院は、その責を負わない。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院は、その責を負わない。

(管轄)

第 9 条 無線 LAN の利用に関して、病院と利用者間に生ずるすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第 10 条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が無線 LAN を利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

別表 1 (第 2 条関係)

利用時間	利用場所
午前 6 時～午後 10 時	小児病棟 (小児集中治療室・1 階東棟・2 階東棟・3 階東棟・3 階西棟・4 階東棟・4 階西棟・5 階東棟・5 階西棟) ※家族控室含む
24 時間	外来待合、パクパクひろば、周産期病棟 (母性東棟・母性西棟・分娩部)、小児病棟以外の家族控室、救急初療室、ファミリーハウス 1 階